

令和2年7月31日

みどりを愛し守りはぐくむ条例の一部改正について

第162回練馬区緑化委員会からいただいた意見に基づき、下記のとおり、みどりを愛し守りはぐくむ条例および施行規則の一部改正（令和2年6月22日施行）を行いました。

記

意見1 保護樹林の指定および解除は、保護樹木制度と同様に、当委員会への報告事項として改め、申請から決定までの期間短縮を図られたい。

みどりを愛し守りはぐくむ条例の一部改正により、保護樹林の指定および解除は、練馬区緑化委員会への報告事項となりました。今後は、保護樹林の指定・解除も保護樹木と同様に、練馬区緑化委員会で報告します。

意見2 保護樹林、保護樹木、ねりまの名木の解除の手続きについて、区から所有者に必要な助言・指導を行う期間を確保するため、具体的に日数を定めて事前申請の徹底を図られたい。

みどりを愛し守りはぐくむ条例施行規則を一部改正し、保護樹林、保護樹木、ねりまの名木の解除の手続きは、希望する日の30日前までに申請することとしました。